

新	旧	備考
貿易保険の保険料率等に関する規程 平成16年7月2日 04-制度-00034 沿 革 (略) <u>平成28年9月14日 一部改正</u>	貿易保険の保険料率等に関する規程 平成16年7月2日 04-制度-00034 沿 革 (略)	
独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。 I 用語の定義 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。 (1) ～ (9) (略) (10) 起算点とは、O E C D輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。<u>ただし、スワップ取引に係る保証債務の負担に関する特約（以下、「スワップ保険特約」という。）を付して貿易代金貸付（保証債務）保険約款に基づく保険契約を締結する場合にあっては、保険契約締結日又は保証責任の開始日のいずれか遅い日をいう。</u> (11) ～ (19) (略)	独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。 I 用語の定義 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。 (1) ～ (9) (略) (10) 起算点とは、O E C D輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。 (11) ～ (19) (略)	
II 保険料率 [1] (略)	II 保険料率 [1] (略)	
[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[2]において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下[2]において「保証約款」という。）に係る保険料率 1 ～ 3 (略) 4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本	[2] 貿易代金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[2]において「貸付金約款」という。）又は貿易代金貸付（保証債務）保険約款（以下[2]において「保証約款」という。）に係る保険料率 1 ～ 3 (略) 4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る保険価額（貸付金約款にあっては貿易代金貸付金債権等の元本	

新	旧	備考																				
に係るものに限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。<u>ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ取引の解約コストに係る保証債務の額をいう。</u>) 当たりの保険料率 (1) 基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = {(a X + b) × (非常付保率 ÷ 0.95) + (c X × 信用付保率 ÷ 0.95) × (1－信用割引係数の総和)} × {(非常付保率－0.95) ÷ 0.05 × d + 1} × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数) ① ～ ② (略) ③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数＝期間MS日から起算点までの期間＋償還期間 償還期間は、次の式により算出する。ただし、WALが0.5未満となる場合はWALを償還期間とする。 償還期間＝(WAL－0.25) ÷ 0.5 WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。 $WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$ <table><tr><td>n</td><td>償還の回数</td></tr><tr><td>R_i</td><td>第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T_{d i} ÷ 償還元本の保険価額の総額)</td></tr><tr><td>T_{d i}</td><td>起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数</td></tr><tr><td>T_{d n}</td><td>起算点から最終の償還の期限までの日数</td></tr><tr><td>T_{y n}</td><td>起算点から最終の償還の期限までの年数</td></tr></table> 注1 ～ 注3 (略)	n	償還の回数	R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷ 償還元本の保険価額の総額)	T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数	T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数	T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数	に係るものに限り、保証約款にあっては借入金等のうち元本に係るものに限る。) 当たりの保険料率 (1) 基本保険料率は、次の式により算出する。 基本保険料率(%) = {(a X + b) × (非常付保率 ÷ 0.95) + (c X × 信用付保率 ÷ 0.95) × (1－信用割引係数の総和)} × {(非常付保率－0.95) ÷ 0.05 × d + 1} × e × (ベター・ザン・ソブリン係数) × (商品係数) ① ～ ② (略) ③ Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数＝期間MS日から起算点までの期間＋償還期間 償還期間は、次の式により算出する。ただし、WALが0.5未満となる場合はWALを償還期間とする。 償還期間＝(WAL－0.25) ÷ 0.5 WALとは Weighted Average Life of The Repayment Periodのことをいい、次の式により算出する。 $WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T_{dn}} \times T_{yn}$ <table><tr><td>n</td><td>償還の回数</td></tr><tr><td>R_i</td><td>第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T_{d i} ÷ 償還元本の保険価額の総額)</td></tr><tr><td>T_{d i}</td><td>起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数</td></tr><tr><td>T_{d n}</td><td>起算点から最終の償還の期限までの日数</td></tr><tr><td>T_{y n}</td><td>起算点から最終の償還の期限までの年数</td></tr></table> 注1 ～ 注3 (略)	n	償還の回数	R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷ 償還元本の保険価額の総額)	T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数	T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数	T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数	
n	償還の回数																					
R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷ 償還元本の保険価額の総額)																					
T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数																					
T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数																					
T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数																					
n	償還の回数																					
R _i	第 i 回目の償還 (第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷ 償還元本の保険価額の総額)																					
T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数																					
T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数																					
T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数																					

新	旧	備考
注4：期間MS日は、第1回貸付日（<u>スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、保険契約締結日又は保証責任の開始日のいずれか遅い日</u>）から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の日をいう。なお貸付日とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。 1 ～ 3 （略） 注5 ～ 注6 （略） 注7：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、借入金等の償還をいう。<u>ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、同特約に定める保証責任の終了をいう。</u> ④ ～ ⑥ （略） (2) ～ (4) （略） 5 （略）	注4：期間MS日は、第1回貸付日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の日をいう。なお貸付日とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。 1 ～ 3 （略） 注5 ～ 注6 （略） 注7：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、借入金等の償還をいう。 ④ ～ ⑥ （略） (2) ～ (4) （略） 5 （略）	
[3] ～ [9] （略）	[3] ～ [9] （略）	
[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[10]において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下[10]において「保証約款」という。）に係る保険料率 1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り（以下Ⅲ[4]において同じ。）、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ[4]において同じ。）。<u>ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあってはスワップ解約コストに係る保証債務の額に付保率を乗じて得た額をいう。</u>）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。 非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) (1) ～ (2) （略）	[10] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下[10]において「貸付金約款」という。）又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下[10]において「保証約款」という。）に係る保険料率 1 保険金額（貸付金約款にあっては海外事業資金貸付金債権等の元本に係るものに限り（以下Ⅲ[4]において同じ。）、保証約款にあっては保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る（以下Ⅲ[4]において同じ。）。）当たりの基本保険料率は次のとおりとする。 非常事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) × c × d 信用事由に係る基本保険料率(%) = (a X + b) (1) ～ (2) （略）	

新	旧	備考
(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数＝貸出の期間＋償還の期間 注1：貸出とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。(以下(3)において同じ。) 1 (略) 2 保証債務に係る借入金等が借入金の場合にあっては、主たる債務者による借入 <u>(ただし、4の場合を除く。以下3において同じ。)</u> 3 (略) 4 <u>スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、保険契約締結又は保証責任の開始のいずれか遅い方</u> 注2：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、借入金等の償還をいう。(以下(3)において同じ。) <u>ただし、スワップ保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては、同特約に定める保険責任の終了をいう。</u> ① ～ ② (略) (4) ～ (7) (略) 2 ～ 4 (略)	(3) Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。 基本保険料率適用期間年数＝貸出の期間＋償還の期間 注1：貸出とは、次の各号に該当する場合にあっては、各号に規定するものをいう。(以下(3)において同じ。) 1 (略) 2 保証債務に係る借入金等が借入金の場合にあっては、主たる債務者による借入 3 (略) 注2：償還とは、保証約款に係る場合にあっては、借入金等の償還をいう。(以下(3)において同じ。) ① ～ ② (略) (4) ～ (7) (略) 2 ～ 4 (略)	
Ⅲ (略)	Ⅲ (略)	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年10月3日から実施するものとする。</u>		
別表第1 ～ 別表第6 (略)	別表第1 ～ 別表第6 (略)	